

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県条例第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「法別表第二の第二欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第三項中「法別表第二の第四欄に掲げる」を削り、「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

第三条第四号中「十一の項」を「十の項」に改め、同条第五号中「十二の項」を「十一の項」に改め、同条第六号中「十三の項」を「十二の項」に改める。
別表第一中九の項を削り、十の項を九の項とし、十一の項から十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、第三条第四号から第六号まで及び別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。